

第2章 産業廃棄物削減への取組

1 産業廃棄物税の導入

循環型社会の形成のためには、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や事業活動のあり方を見直し、自然界の物質循環を損なわないような社会経済システムに転換し、持続的に経済活動や市民活動を行うことができる社会にしていく必要があります。

府では、従来の法律や条例による規制的手法や行政指導に加えて、17年4月から産業廃棄物税を導入し、最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税することにより、排出事業者や処理業者が市場メカニズムを通じて、廃棄物の削減に向けた「望ましい形の税回避行動」に向かうよう誘導するとともに、その税収を財源として、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理の促進など、効果的な施策に活用することにより循環型社会の構築を目指しています。

表1-11 府産業廃棄物税条例の概要

目的	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進
納税義務者	府内の産業廃棄物最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税対象	府内の産業廃棄物最終処分場に産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	府内の産業廃棄物最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円
徴収方法	府内最終処分業者による特別徴収方式
税収の用途	産業廃棄物の減量化の推進（環境の世紀にふさわしい技術やシステムの開発促進と産業活動への支援） 適正処理施設の整備推進（リサイクル施設、最終処分場等の整備支援） 産業廃棄物処理情報の共有化等推進

2 産業廃棄物発生抑制等促進事業

17年度の産業廃棄物税収は約6,500万円で、主に大学と企業とが連携して行う排出削減等リサイクル技術の研究開発や事業所の廃棄物減量化対策に対する支援、リサイクルを促進するための施設の整備などに活用しています。

表1-12 産業廃棄物発生抑制等促進事業の概要

減量推進事業		
事業者名	株式会社京都環境保全公社	株式会社國陽
事業概要	下水道汚泥を炭化し、ダイオキシン吸着剤、脱臭剤、土壌改良材として活用するための技術開発	廃瓦を粉砕し、屋上緑化材や園芸資材、土壌改良材として活用するための技術開発
事業年度	17～19年度	17～19年度
再資源化施設整備事業		
事業者名	有限会社富山資源開発	株式会社玉井道路
事業概要	再生プラスチック製品の製造のための大型プラスチック廃棄物（酒瓶ケース等）の破砕機の整備	廃石膏ボードを粉砕処理し、アスファルトの原材料や道路の路盤材として再資源化するための施設整備
事業年度	17年度	18～19年度

3 産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プランの策定

17年度の府域における産業廃棄物の排出量は、11年度と比べて横ばい状態にありますが、最終処分場の残余容量が年々減少する一方で、新たな立地はより困難な情勢となっています。

こうした中で、府では持続可能な循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物税の効果的な活用を図ること等により、産業廃棄物の減量（発生抑制、再利用）・リサイクルの促進を図るため、18年12月に「産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プラン」を策定しました。

図1 - 7 産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プランの重点施策

